

策定年度 (策定年月日)	昭和49年度 昭和50年3月
変更年度 (策定年月日)	昭和57年度 昭和57年4月30日
再変更年度 (策定年月日)	令和5年度 令和5年10月25日
計画期間	5か年

鹿児島県いちき串木野市市来地区

農村地域への産業の導入に関する実施計画書

令和5年10月

— 目次 —

1	地域の概要	1
2	計画の目的	2
3	計画の目標年度	2
第1	産業導入地区の区域	3
1	産業導入地区の名称	3
2	産業導入地区の所在、地番、面積等	3
3	産業導入地区の地目別面積	4
4	地域開発、土地利用計画諸法との関係	5
5	産業導入地区の区域の設定の考え方	7
第2	導入すべき産業の業種及び農村地域への産業の導入の目標	8
1	導入すべき業種	8
2	導入すべき産業の規模	9
第3	農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標	10
第4	産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	11
1	農家人口、農業従事者、基幹的農業従事者の現状・見込み	11
2	担い手の現状・見込み	11
3	担い手の育成	12
4	農用地の集積・集約化の推進及び農業経営の法人化の方向	13
第5	産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項	14
1	過去に造成された工業団地等の活用可能性	14
2	施設用地と農用地等との利用の調整	14
3	関係部局との調整	15

第6	農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	16
1	施設の整備等	16
2	定住等及び地域間交流の条件の整備	17
第7	労働力需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項	18
1	労働力の需給の調整	18
2	農業従事者のほか地域住民等の導入産業への就業の円滑化	18
第8	農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	19
第9	その他必要な事項	20
1	環境の保全等	20
2	農村地域の活力維持増進への配慮	20
3	農業団体等の参画	20
4	関係部局間の十分な連携等	20
5	企業への情報提供等	21
6	遊休地解消に向けた取組	21
7	企業撤退時等のルール	21
8	実施計画のフォローアップ体制の確保	21

(前文)

1 地域の概要

いちき串木野市(以下、「本市」という。)は、鹿児島県西部、日本三大砂丘の一つ吹上砂丘の北端に位置している。市域は北及び東に延びる逆三角形の形状をなし、西は29.2kmにわたり東シナ海に面し、北は薩摩川内市に、東と南は日置市に接している。本市は、平成17年10月に旧串木野市と旧市来町の合併により誕生し、総面積は11,230haで山林が45.8%、農地(田畑)が12.6%、宅地が5%を占める。東シナ海に面した平野部に市街地が開けており、この市街地の北西から南東にかけて標高300mから500mの山なみが30kmにおよび、これが平野部を抱く地形となっている。気候は北西季節風を遮る地形と暖流の影響を受け、北海岸線の一部に亜熱帯植物が自生するなど、温暖多雨で作物の生育に適している。

本市の人口は昭和25年(44,358人:国勢調査)をピークに、高度経済成長期における大都市への流出等を要因として減少し続けている。昭和45年から減少傾向が鈍化したものの、減少に歯止めはかからず、現在まで続いている。また、平成27年と令和2年の国勢調査を比較すると、14歳以下の若年人口が全体の12.3%から11.5%と0.8ポイント減少した一方、65歳以上の高齢人口が、全体の33.0%から37.0%と4.0ポイント増加した。このように、人口減少と併せて少子高齢化が進んでおり、この傾向は今後も続くものと予想される。なお、世帯数は年々増加しているが、生活様式の変化等による核家族化や単独世帯の増加が進んでいるためと考えられる。

交通については、羽島地区において令和2年に黎明トンネルが開通し、川内串木野線への円滑な交通が可能となった。その他国道3号、JR鹿児島本線、市来IC及び串木野ICが整備された南九州西回り自動車道などの陸上交通や、甕島航路など串木野新港を発着点とする海上交通などが整備されている。また、隣接市である薩摩川内市には九州新幹線(鹿児島ルート)があり、博多駅まで70分で移動が可能であり交通利便性が高い。

産業面においては、水産業と農業が特徴的であるものの、生産額・就業者数は第2次・第3次産業の占める割合が大きくなっている。令和2年の就業者数は12,696人で、うち第1次産業730人(5.7%)、第2次産業3,535人(27.8%)、第3次産業8,355人(65.8%)となっている。平成12年と比較すると、総就業人口に対する第1次産業、第2次産業の割合は減少しており、第3次産業の割合が増加している。鹿児島市、日置市、薩摩川内市に隣接している地理的条件により、市外の第3次産業への従事者が多いことが要因と考えられる。

このようなことから、本市では令和4年3月に「いちき串木野市第2次総合計画後期基本計画」を策定し、地理的特性を生かした農林水産業やこれらと連携した食品関連産業など「食」を特色としたまちづくりを進めている。主な取組としては、農林水産業者が6次産業化を目指し、第2次、第3次産業との連携によるブランド化、高付加価値化に向けた取組の支援を行っている。

農業については、新規就農者や認定農業者、経営規模拡大志向農家へ機械更新等を機に農地流動化による農地集積が進んでいるが、総農家戸数及び農業就業人口、担い手農家戸数いずれも減少傾向にある。また、農産物の輸入自由化進展に伴う農作物の価格低迷によって兼業農家等の農業所得が低い水準にとどまっている。

これに対して、認定農業者等担い手農家及び後継者の育成を図りながら農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的な利用の促進に努めるとともに、安定した農村社会の実現に向けて、兼業農家の安定的な就業の場を確保する必要がある。そのため、農村地域への産業導入を積極的に進め、より一層安定した就業先を創出し、現状の不安定な兼業を解消することが求められている。

2 計画の目的

昭和 57 年 4 月に変更した農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和 46 年法律第 112 号）第 5 条に規定する「実施計画」に関しては、用地取得が難航し、一部区域内面積を縮小する必要が生じたものの産業の導入目標を概ね達成できた。この度、本計画の変更では、規模縮小農家や離農者をはじめ、非農家、市外からの移住者等に更に幅広く安定した就業機会を確保することを目的とし、産業導入を図り、雇用機会を創出することを目指す。農業については、基盤整備や農地利用集積等を進めながら地域の共同活動の支援や、後継者、新規就農者の確保・育成に努める。また、農業従事者の多様な就業機会の確保に加え、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な農業経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し所得向上及び農業構造の改善を図ることで、農業と産業の均衡ある発展に寄与するものである。

3 計画の目標年度

計画期間は令和 5 年 10 月から 5 か年間とし、令和 9 年度までに産業の導入の目標を達成する。

第1 産業導入地区の区域

1 産業導入地区の名称

	産業導入地区の名称	備考
変更前	市来地区（大里団地、北新田団地）	
変更後	市来地区（大里団地、北新田団地、安茶団地）	追加

産業導入地区位置図・・・図1

2 産業導入地区の所在、地番、面積等

	地区名	団地名	所在			地番	地目	面積 (㎡)	備考
			市町村	大字	字				
変更前	市来地区	大里工業団地	市来町	大里	車田 毛田 羽山平 山崎田		田、畑、山林	39,636	立地済
		北新田工業団地	市来町	湊町	北新田		田、その他	39,936	
		計						79,572	
変更後	市来地区	大里工業団地	市来町	大里	車田 毛田 羽山平 山崎田		宅地	39,636	立地済
		北新田工業団地	いちき串木野市	湊町	北新田		宅地、用悪水路、 公衆用道路	28,345	立地済 面積縮小
		安茶工業団地	いちき串木野市	川上	安茶	表1	田、畑、雑種地、用悪水路	29,400	
		計						97,381	

※ 安茶工業団地の所在、地番、面積等の内訳は別紙のとおり・・・図2

※ 北新田工業団地については、対象区域内の用地取得が難航し、一部区域内面積を縮小

3 産業導入地区の地目別面積

(現況地目別 (㎡))

地区名	団地名	区分	農地等						宅地その他						合計	
			田	畑			採草放牧地	計	宅地	うち施設用地等	山林	原野	埋立地	その他		計
				普通畑	樹園地	草地										
市来地区	大里工業団地	当初計画							39,636	39,636					39,636	39,636
		変更計画							39,636	39,636					39,636	39,636
	北新田工業団地	当初計画	37,797					37,797						2,139	2,139	39,936
		変更計画							26,886	26,886				1,459	28,345	28,345
	安茶工業団地	当初計画														
		変更計画	24,018	1,946				25,964						3,436	3,436	29,400
	計	変更計画	24,018	1,946				25,964	66,522	66,522				4,895	71,417	97,381

4 地域開発、土地利用計画諸法との関係

【市来地区産業導入地区】

(1) 地域開発法等の指定

1 首都圏整備法 (既成市街地等)	2 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4 北海道総合開発計画
5 振興山村指定地域	⑥ 農振地域・・・図3	⑦ 過疎地域	⑧ 都市計画区域・・・図4 (線引・ 非線引)
9 地域経済牽引事業の促進区域	10 地域経済牽引事業の重点 促進区域		

(2) 土地利用基本計画関係

都市区域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域	白地地域
①	②	3	4	5	6

(3) 都市計画関係 (計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画 区域外	都市計画無
市街化区域	市街化調整 区域	用途地域	用途地域外	用途地域	用途地域外		
1	2	3	④	5	6	7	8

(用途地域)

近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用	その他	未指定
1	2	3	4	5	6	⑦

(4) その他

①都市計画法に基づく指定状況

(都市計画区域指定)

指定年月日 昭和 12 年 2 月 25 日

最終変更年月日 昭和 60 年 1 月 21 日 (最終)

範囲 2,982 ha

(市街化区域及び市街化調整区域)

指定なし

(用途地域)

指定年月日 昭和 59 年 7 月 2 日 (当初 (市来))

最終変更年月日 平成 15 年 4 月 7 日 (最終)

範囲 721 ha

②農地転用に関する調整の結果の状況

関係機関との調整の結果、農地転用の見込みはついている。

③農業振興地域の整備に関する法律に基づく指定状況

(農業振興地域)

指定年月日 平成 19 年 10 月 12 日 (当初)

最終変更年月日 平成 19 年 10 月 12 日 (最終)

範囲 6,194.0ha

(農用地区域)

指定年月日 平成 20 年 3 月 26 日 (当初)

最終変更年月日 令和 5 年 3 月 3 日 (最終)

範囲 640.7ha

④土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置

- ・ 県営シラス対策事業 安茶地区 (S57～S63)
- ・ 村づくり総合整備事業 (B型) (H4)

⑤周辺における既存企業の立地状況が明らかとなる図面

周辺における既存企業の立地状況・・・図5 (立地状況一覧・・・表2)

5 産業導入地区の区域の設定の考え方

(1) 当該産業導入地区選定の経緯

近年の本市の農業の状況は、認定農業者、経営規模拡大志向農家へ機械更新等を機に農地流動化による農地集積が進んでいる一方、総農家戸数及び農業就業人口、担い手農家戸数いずれも減少傾向にある。また、農産物の輸入自由化の進展による農作物の価格低迷によって兼業農家等の農業所得が低い水準にとどまっている。

よって、農産法に基づく本実施計画により、新たな雇用の創出と農工一体の産業振興を図り対策を行う。

具体的には、農地流動化による農地集積、認定農業者等担い手農家及び後継者の育成を図りながら農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的な利用の促進に努めるとともに、工業を含めた新たな就業機会の創出と所得の確保により農業と製造業等が調和した持続的な発展を目指す必要がある。

(2) 本市における地区選定の考え方

①地区選定にあたっての考え方

選定にあたっては、市の全域から適地選定を行うこととし、基本的条件として、

1. 必要面積が確保できること (約 3.0ha)
2. 既存産業との地理的近接性があり、将来的な産業集積性が見込めること
3. 交通条件が良いこと

をともに満たした上で

1. 農業振興地域外の土地
2. 農用地区域外の土地
3. 農用地区域の土地

の順に検討し、可能な限り優良農地の保全に努めるとともに周辺の営農活動への影響を最小限に抑えることを考慮して選定した。

②選定に至った理由

選定した結果、基本的条件を全て満たす農用地区域外の土地であり、かつ、道路、河川等で農地の広がりを見事に明確に分断することが可能であり、周辺の営農環境等に与える影響も限られているため最適地と判断した。

第2 導入すべき産業の業種及び農村地域への産業の導入の目標

令和9年度までに産業導入地区に導入すべき産業の業種及び規模は、下記のとおりとする。

1 導入すべき業種

本市へ導入する業種は、本市の特色を踏まえ「鹿児島県農村地域への産業の導入に関する基本計画（以下、「県基本計画」という。）」で定められている業種のうち、本市において、「(1)安定した就業機会の確保が図られること」「(2)雇用構造の高度化に資すること」「(3)公害の防止、自然環境の保全、生活環境の保全及び地域産業等との調和が図られること」を満たし、かつ、立地予定企業へのヒアリング等を行い、事業実現に向けて具体的な見通しが立った下記の業種とする。

	業種		
	大分類	中分類	小分類
当初計画	E- 製造業	09- 食品製造業 11- 繊維工業 26- 一般機械器具製造業 27- 電気機械器具製造業 31- 精密機械器具製造業	
変更計画	E- 製造業	09- 食品製造業 10- 飲料・たばこ・飼料製造業 27- 業務用機械器具製造業	091- 畜産食料品製造業 092- 水産食料品製造業 099- その他の食料品製造業 102- 酒類製造業 274- 医療用機械器具・医療用品製造業

2 導入すべき産業の規模

	地区名	団地名	産業の種類	事業所数	計画面積			雇用期待従業員数			導入企業による工業出荷額	備考
					施設用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計		
当初計画	市来地区	大里工業団地			m ² 39,636	m ²	m ² 39,636	人 100	人 150	人 250	百万円 2,700	立地済
		北新田工業団地			m ² 35,482	m ² 4,454	m ² 39,936	人 100	人 60	人 160	百万円 3,000	
		計			m ² 75,118	m ² 4,454	m ² 79,572	人 200	人 210	人 410	百万円 5,700	
変更計画	市来地区	大里工業団地	食品製造業	所数 1	m ² 39,636	m ²	m ² 39,636	人 100	人 100	人 200	百万円 3,000	立地済
		北新田工業団地	食品製造業	所数 2	m ² 21,180	m ² 1,459	m ² 22,639	人 100	人 100	人 200	百万円 2,500	立地済
			業務用機械器具製造業	所数 1	m ² 5,706	m ²	m ² 5,706	人 15	人 15	人 30	百万円 500	
		安茶工業団地	食品製造業	所数 1	m ² 14,400	m ² 3,000	m ² 17,400	人 25	人 25	人 50	百万円 600	
			飲料・たばこ・飼料製造業	所数 1	m ² 12,000	m ²	m ² 12,000	人 50	人 50	人 100	百万円 1,000	
		計		所数 6	m ² 92,922	m ² 4,459	m ² 97,381	人 290	人 290	人 580	百万円 7,600	

第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

令和9年度までに導入される産業に就業する農業従事者（その家族を含む。以下、同じ）は、下記のとおりとする。

中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業等で実施したアンケートの結果では、「収入が少ない」との回答が多く、2020年農林業センサスによると、本市において農業生産関連事業を行っている経営体の66.6%が100万円未満の事業収入となっており、安定的・持続的な農業経営に加え、所得の確保が課題となっている。

また、障がい者の雇用についても、能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会の確保や一般雇用・福祉的就労の促進に努め、障がいのある人の雇用機会の拡大を図るように努める。

	地区名	団地名	産業の種類	事業所数	農業従事者の就業目標			雇用期待従業員数に対する 農業従事者の割合			備考
					男	女	男女計	男	女	男女計	
当初計画	市来地区	大里 工業団地			人 70	人 110	人 180	% 70.0	% 73.3	% 72.0	立地済
		北新田 工業団地			人 80	人 40	人 120	% 80.0	% 66.7	% 75.0	
		計			人 150	人 150	人 300	% 75.0	% 71.4	% 73.2	
変更計画	市来地区	大里 工業団地	食品製造業	所数 1	人 30	人 30	人 60	% 30.0	% 30.0	% 30.0	立地済
		北新田 工業団地	食品製造業	所数 2	人 30	人 30	人 60	% 30.0	% 30.0	% 30.0	
			業務用機械器具製造業	所数 1	人 5	人 5	人 10	% 33.3	% 33.3	% 33.3	
		安茶 工業団地	食品製造業	所数 1	人 8	人 8	人 16	% 32.0	% 32.0	% 32.0	
			飲料・たばこ・ 飼料製造業	所数 1	人 15	人 15	人 30	% 30.0	% 30.0	% 30.0	
		計		所数 6	人 88	人 88	人 176	% 30.3	% 30.3	% 30.3	

第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

令和9年度までに産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標は、下記のとおりとする。

1 農家人口、農業従事者、基幹的農業従事者の現状・見込み

区分	農家人口	農業従事者		
			農業就業人口	基幹的農業従事者
令和2年 (現状)	人 735	人 660	人 614	人 332
令和9年 (見込み)	人 535	人 485	人 458	人 232

※ 令和2年の数値は2022年「農林業センサス」より

※ 令和9年の数値(見込み)は現状及び過去の動向等を基に試算

2 担い手の現状・見込み

区分	認定農業者		認定新規就農者	集落営農	基本構想水準到達者
		法人			
令和3年 (現状)	経営体 40	経営体 8	経営体 5	集落営農 2	経営体 15
令和9年 (見込み)	経営体 37	経営体 10	経営体 6	集落営農 3	経営体 17

※ 令和3年の数値は「令和3年3月担い手の農地利用集積状況調査」より

※ 令和9年の数値(見込み)は現状及び過去の動向等を基に試算

3 担い手の育成

(1) 担い手への農用地の利用の集積に関する計画

区分	耕地面積① (ha)	担い手への農用地の利用集積面積 (ha)				担い手への利用集積率 (%) ②/①
		所有面積	利用権設定	農作業受託	計②	
令和3年 (現状)	919	43	97	21	161	17.5
令和9年 (目標)	796	30	130	9	169	21.2

※ 令和3年の数値は「令和3年3月担い手の農地利用集積状況調査」より

※ 令和9年の数値(見込み)は現状及び過去の動向等を基に試算

(2) 認定農業者の経営規模(単位:経営体(集落営農)、ha)

目標とする営農類型 (作物・部門別)	認定農業者の数(経営体)		経営規模(ha)	
	令和3年現状	令和9年見込み	令和3年現状	令和9年見込み
稲作	4	4	24.01	24.01
雑穀・いも類・豆類	1	1	4.00	4.00
工芸農作物	1	1	2.19	2.19
露地野菜	3	3	53.00	53.00
施設野菜	1	1	1.53	1.53
果樹類	7	6	22.85	19.77
花き・花木	3	3	0.67	0.67
その他の作物	1	1	0.30	0.30
肉用牛	12	10	12.20	11.20
養豚	1	1	0.11	0.11
養鶏	2	2	1.25	1.25
複合経営	4	4	10.16	10.16

※ 各数値は対象農家が定めた「令和3年3月農業経営改善計画」及び「令和3年3月営農類型別認定状況調査」より

※ 令和9年の数値(見込み)は現状及び過去の動向等を基に試算

4 農用地の集積・集約化の推進、認定農業者等の育成及び農業経営の法人化の方向

(1) 農用地の集積・集約化の推進

農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している本市農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地に関しては、農業経営改善計画の達成に向けて農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進事業等の積極的な活用を図り、農地集積・集約化を推進する。

(2) 認定農業者等の育成

認定農業者及び認定新規就農者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業機械銀行・各地域の農作業受託組織等と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な経営体の規模拡大に資するよう努める。

(3) 農業経営の法人化の方向

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っている。オペレーター育成、受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成し、その経営の効率化を図ることで、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である地区においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人や特定農業団体の設立を図る。

第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

本実施計画は、本市の特徴的産業である食品製造業等の振興による就業機会の創出と所得の確保・向上に繋げるために新たに産業導入地区の整備を行うものである。

選定地については、立地条件や造成面積、既存工場との近接性、将来的な関連産業の集積性等から既存の工業団地等を含めた検討を行ったが、結果として農地を含めない最適な用地確保は困難であった。

そのため、本実施計画の策定により、農業と導入産業との均衡ある発展を目指し、地域の農地の保全・集積・集約化を図った上で既存工業団地に近接した本地区を産業導入地区として選定するのは本市にとっても最善の策であり、やむを得ないものである。

なお、今回の選定にあたっては、県基本計画に基づき、施設用地と農用地等との調整を行っている。

また、本地区に産業を導入し農村地域における農産物の需要が増えることで周辺ほ場内の経営規模拡大志向農家などへ農地集積等が促進されることが見込まれ、耕作放棄地の解消や後継者不足の農地の賃借を促進し、農地保有の合理化を図る。

1 過去に造成された工業団地等の活用可能性（既存の工業団地の状況）・・・図6

既存の工業団地については、企業の進出が進んでおり、面積が不足している。工業用地に準ずる土地についても、用途に即した土地利用が進んでおり、工業用地として土地利用の可能な用地はない。

工業団地名	所在地	分譲面積	検討結果
西薩中核工業団地	西薩町 16-2	1.3ha	・面積が不足している。 ・他企業の活用見込がある。
外戸工業団地	湊町 1198-8	0.7ha	・面積が不足している。 ・用地の一部が土砂災害警戒区域になっており、大型工場の立地に適していない。

2 施設用地と農用地等との利用の調整

(1) 農用地区域外での開発を優先すること

本産業導入地区は、いちき串木野農業振興地域整備計画（令和5年3月）における農用地区域外である。

(2) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的利用に支障が生じる事態が起きないようにすること

本産業導入地区は、農業用水路を境に農地を南北に2分するものであるため、農地のまとまりや広がり損ねるものではない。また、本産業導入地区の北側に位置する農地には、同農地への進入路及び農業用水路が確保されている。更には、本産業導入地区の排水については、立地企業において法令等に定める基準以下の水質となるよう排水処理を行った上で農地を介することなく八房川へ排出されるため営農活動へ支障が出る事はない。また、本産業導入地区は、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の区域内に含まれていない。

(3) 面積規模が最小限であること

本産業導入地区の面積は、市内の既存工場の稼働実績や受注状況・見込み等から綿密に計画されたものであり、事業の用途に供するために必要最小限の面積となっている。

(4) 土地改良事業の取組に支障を及ぼさないこと

ア 県基本計画第5-1-(4)-アのとおり、本産業導入地区に、面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した区域は含まれていない。

イ 県基本計画第5-1-(4)-イのとおり、土地改良事業を行うことが公にされている区域や土地改良事業（面的整備を除く。）を実施した農用地は含まれていない。

(5) 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の達成に支障を及ぼさないこと

農地中間管理事業等で貸借されている農地及び貸借予定の農地は、本産業導入地区には含まれていない。

3 関係部局との調整

(1) 都市計画部局との調整

「いちき串木野市都市計画マスタープラン」（平成26年3月）では、本産業導入地区について、用途地域としていない。また、本産業導入地区の選定段階から都市計画部局を含めた庁内検討会を実施している。

(2) 環境部局との調整

地域環境保全上の重要な地域の指定はなく、事前手続き等は不要である。

(3) その他関係部局との調整

ア 開発許可申請については、都市計画部局との調整の結果、申請の見込みはついている。

イ 開発に伴う河川協議については、河川管理者との調整の結果、調整の見込みはついている。

第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

1 施設の整備等

(1) 産業基盤の整備

- ア 産業の立地に必要な用地
- | | |
|-------------------|-----------------------|
| (ア) 確保すべき土地の面積 | 29,400 m ² |
| (イ) 調達の方法 | 所有権移転 |
| (ウ) 用地の取得及び造成事業主体 | いちき串木野市土地開発公社 |
| (エ) 造成年次 (予定) | 令和7年10月～令和8年12月 |

イ 道路等の施設整備

県道308号(県道郷戸市来線)から出入りするために、市道を新設する。

(道路)

名称 市道八房川線

事業主体 いちき串木野市

整備年次 令和7年度～令和8年度

ウ その他

- (ア) 用水及び地耐力の調査を計画的に実施し、必要な電力設備等の整備を速やかに行うことができるよう関係機関との調整を図る。
- (イ) 工場の排水及びばい煙については、法定等に定める基準に適合するよう事前調整を行う。雨水等についても計画地内に都市計画法による開発行為で規定された排水設備等を設置し、周辺の農地及び水路に影響が生じないよう造成を行う。
- (ウ) 産業導入地区の立地企業に対しては、グリーンベルトの配置や工場緑化対策等を促し、工場立地法等の関係法令を遵守させる。
- (エ) 用地の取得にあたっては、近傍の取引実例や地価公示価格等を参考にしながら、地価高騰が無いよう適正な地価の安定に努める。

(2) 技術者の確保及び関連企業との交流連携等

ア 技術者の確保・育成

鹿児島県や公共職業安定所、市内教育機関等との連携を強化し、技術者の確保に努める。

また、職業能力開発短期大学等を活用するほか、地域に貢献する人材育成の観点から、包括連携協定を締結する大学（清泉女子大学）や近隣の大学等との連携を密にし、企業の求める中堅・高度技術者の育成に努める。

イ 関係企業との交流・連携

関係機関・団体の協力のもと、産業導入地区をはじめ農村地域を含む市域全般において、関連企業や誘致企業との交流・連携等が促進されるように努める。

2 定住等及び地域間交流の条件の整備

担い手育成総合支援協議会により市・県・農協等の関係機関が連携し、新規就農者及び認定農業者への支援・指導を継続して行うことで担い手の育成を進めるとともに、地域計画等を活用した農地の面的集約を図ることで農業経営の大規模化・法人化等を進め農業の振興・基盤強化を図る。併せて、本実施計画による産業導入によって新たな就業機会を確保することで UIJ ターン者の定住促進等による農工一体的な発展に努める。

また、立地企業の就業者の福祉の増進については、健康で快適な職場環境において就業できるように企業に働きかけ、市が行う各種スポーツ行事、レクリエーション等にも職場ぐるみで参加できるよう配慮し、地域住民との協調をはかり魅力ある労働環境の整備に努める。

第7 労働力需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

1 労働力の需給の調整

- 労働力需要 同地区に立地する企業への労働力として200名の需要を予定している。
- 可能労働力の年齢 近隣の大学、高等学校、職業能力開発短期大学校等の新規学卒者のほか、UIJターナー者の中途採用による幅広い人材確保のために公共職業安定所や商工団体、関係機関等と連携して取り組む。
- 職種 事務職及び技術職

2 農業従事者のほか地域住民等の導入産業への就業の円滑化

本実施計画により立地した企業に対しては、積極的な地元雇用を促すとともに、当該企業への就職を希望する農業従事者に対しては、円滑な就業に繋がるように公共職業安定所等と連携しながら職業相談等に適切に対応する。

また、障がい者の雇用についても、能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会の確保や一般雇用・福祉的就労の促進に努め、障がいのある人の雇用機会の拡大を図るように努める。

更に、産業導入地区への立地企業には、労働者の雇用の安定を図るため、雇用安定事業による助成等を活用した雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講じるよう適切に対応する。

第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

産業の導入と相まって農業構造の改善に関する目標を達成するため、次により事業を実施する。

(農業生産基盤整備事業等の実施状況)

事業の種類	事業の概要	事業主体	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業年度
農村地域防災減災事業 (農村災害) いちき串木野地区	ため池施設整備 4か所 農業用排水 L=1,406m 暗渠排水工事 A=10.9ha 防火水槽 2か所	鹿児島県	56.5	511,859	H27～R5
基盤整備促進事業 (いちき串木野2期地区)	農道改良・舗装 L=2,590m 農業用排水施設 L=500m	いちき串木野市	13.9	60,000	H27～R6
県営農地整備事業 (経営体育成型) 川南地区	区画整理 46.1ha 整地工 46.1ha 農道工 L=4,438m 用水路工 L=5,252m 排水路工 L=2,700m 暗渠排水工 8.9ha	鹿児島県	46.1	835,176	H25～R4
水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) 川南地区	ポンプ施設 一式 電気施設 一式 建屋改修 一式 ゲート施設 一式	鹿児島県	79.0	252,000	H30～R4
農村地域防災減災事業 (防災ダム) 串木野地区	ダム管理システム更新 一式 建屋改修 一式 集水施設設備補修 一式	鹿児島県	200	621,400	H26～R5
農村地域防災減災事業 (防災ダム) 市来地区	ダム管理システム更新 一式 建屋改修 一式 放流設備補修 一式	鹿児島県	225	571,500	H26～R6

第9 その他必要な事項

1 環境の保全等

本実施計画に基づく産業の導入にあたっては、立地企業に対し、環境の保全、農村地域の環境保全等に十分配慮するため環境関係諸法令及び「鹿児島県環境基本条例」等を遵守させる。また、工場等の新・増設時に本市と事業者が締結する立地協定書のほかに公害防止協定を締結し、公害防止及び環境保全等についての必要な措置を講じることを強く求める。

なお、締結した公害防止協定を基に、企業責任を明確にし、公害防止のための監視、測定等の体制を強化することで周辺の自然環境の維持・形成に努める。

また、本地域への産業の導入にあたって想定される交通量の増加に対しては、混雑の緩和、停滞の解消、危険の防止等のための周辺道路の環境改善に努める。

2 農村地域の活力維持増進への配慮

本実施計画に基づく産業の導入に伴い、新規学卒者等の若年者の地元就職及び UIJ ターン等の移住希望者の雇用機会の確保を行う。これにより、産業導入地区と同地区の分譲住宅団地（いちき串木野市土地開発公社）への人の流れを創出し、地域へ定着する人口を増加させることで地域活力維持増進を図る。

3 農業団体等の参画

本実施計画に基づく産業の導入及び農業構造の改善が着実かつ円滑に図られるように農業団体や商工団体、関係機関・団体等との連携体制の構築・維持に努める。

4 関係部局間の十分な連携等

農村地域への立地した企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、市、地元企業、誘致企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制を整備する。

また、市においては、本実施計画に基づく産業の導入に関して、場所の選定段階から関係各部局を含めた庁内検討会を実施する。

5 企業への情報提供等

本実施計画に基づく産業の導入が着実かつ円滑に図られるように国・県・市の企業に対する支援措置等についての周知徹底を図る。

6 遊休地解消に向けた取組

定期的に遊休地の確認・把握を行い、過去に造成された工業団地等、活用されていない土地が存在する場合には、その活用を優先する。

7 企業撤退時等のルール

経済事情の変化やその他やむを得ない事情により立地企業が撤退する場合は、撤退に関する情報を速やかに市長に報告することを企業に義務づける。

また、立地に際して市と締結する立地協定では、撤退した場合の施設の撤去、撤去費用は原則、立地企業が負担する。市は撤退時の跡地の有効活用方策について立地企業と協議検討し、必要に応じて本実施計画の変更等を行う。

8 実施計画のフォローアップ体制の確保

(1) 実施する項目について

- 産業の導入状況
- 導入された産業への農業従事者の就業状況

(2) 実施する項目の目標達成のため具体的な体制、方策について

企業の立地後は従業員や経営状況について調査するとともに、庁内の関係課で組織する企業立地審査会へ内容を報告し、課題がある場合は適宜対応するように努める。

(3) 達成できなかった場合の処理方針について

企業立地審査会において、関係機関等と目標達成のための連携を十分に図っていく。